## 実証フィールド提供申請書

令和 年 月 日

川崎市建設緑政局総務部企画課長 様

申請者 企業・団体名 住所

担当

電話

『実証フィールド提供に伴うAIカメラの道路占用の取扱いについて』に基づき、事前協議した、AIカメラにおける交通量調査実験について実証フィールド提供の申請をします。

(記)

- 1 所在地
- 2 使用期間
- 3 使用目的
- 4 その他

処 理 欄

1 承諾する

2 承諾しない

備 考

裏面提供条件による

## 実証フィールドの提供条件

- 1 この提供条件は、交通渋滞及び交通事故などの課題の解決に向けて、ICT等のデジタル技術を活用した新しい製品や技術開発の現場実証を川崎市が管理する道路施設等で行う企業等が、交通状況調査を目的として設置するAIカメラに限り適用する。
- 2 実証フィールド提供は、製品及び技術の効果又は採算性等について川崎市と申請者が 共有し、意見交換等を行うものであり、川崎市がその製品及び技術の導入を確約する ものではない。
- 3 『実証フィールド提供に伴うAI力メラの道路占用の取扱いについて』を遵守すること。
- 4 川崎市が管理する道路施設の占用料については、実証実験中は免除とするが、その他 履行に関して必要な費用は、全て申請者負担とする。
- 5 各許可申請等については、申請者が行うこと。
- 6 万全のセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じること。
- 7 実証フィールド提供で知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、実証フィールド提供を解除することができる。
  - (1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - (3) 申請者が第三者への委託その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2項のいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。
  - (4) その他、解除が妥当と判断したとき。
- 9 疑義を生じた事項は、その都度川崎市と協議し、誠意をもって解決すること。